

医政医発 0720 第 2 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

診療情報の提供等に関する指針について (周知)

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号。以下「指針」という。)において、医療機関が保有する診療情報を提供するに当たって、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを示してきたところである。

今般、診療記録の開示に要する費用についての疑義が多数寄せられているところ、これについては下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いする。

また、「医療機関における診療録の開示に係る実態調査について(協力依頼)」(平成 29 年 9 月 25 日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡)による調査の結果(以下「調査結果」という。)は、別紙のとおりであるので併せて周知する。

記

指針 7 の「(4)診療記録の開示に要する費用」において、医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができ、その費用は、「実費」を勘案して合理的と認められる範囲内の額としなければならないとしている。

ここにいう「実費」とは、内容の確認等により開示請求に対応する際に生じた人件費も含まれ得るものであるが、手数料として徴収することができる費用の額については、これらの費用を含めた実際の費用を勘案して合理的であると認められる範囲内とすることが必要である。

また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)において、法第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者が開示請求を受けたときは、法第 33 条の規定により、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、手数料を徴収する場合は実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならないと

されており、この法に規定される「実費」については、内容の確認等の開示請求に対応する際に生じた費用も含み得ると解されるものであることを個人情報保護委員会に確認している。

なお、調査結果を踏まえ、診療記録の開示に当たっては次の点に留意されたい。

- ・ 診療記録の開示に要する費用は、実際の費用から積算される必要があるが、個々の申し立てに応じその費用が変わり得るところ、開示に要する費用を一律に定めることは不適切となる場合があること。
- ・ 医師の立ち会いを必須とすることは、患者等が診療記録の開示を受ける機会を不当に制限するおそれがあるため、不適切であること。